

## 相模原市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、相模原市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時及び場所並びに会議において協議又は事務の調整を行う議題(以下「協議題」という。)を教育委員会に通知するとともに、これらを公示しなければならない。

2 前項の規定による通知及び公示は、会議開会の日3日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

### (教育委員会による招集の求め)

第3条 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により、市長に会議の招集を求めるときは、希望する会議の開催期限及び協議すべき具体的事項を示し、市長に通知するものとする。

### (開会、閉会等)

第4条 開会、開議、休憩、延会、中止又は閉会は、市長がこれを宣告する。

### (協議題)

第5条 協議題については、会議の冒頭において市長が提案し、教育委員会の合意を得ることとする。ただし、前回までの会議において、協議題とすることについて合意している場合は、この限りでない。

2 市長及び教育委員会は、会議において必要があると認めるときは、会議の招集時に予定していない事項についても、協議題とすることを提案することができる。

3 法第1条の4第5項の規定による関係者又は学識経験を有する者(以下「関係者等」という。)からの協議題に関する意見の聴取の実施及び関係者等の選定については、会議で決定する。

### (関係職員の出席)

第6条 市長は、会議において必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、報告又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係職員は、発言しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第7条 市長は、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないこととしようとするときは、会議に諮り、これを決定するものとする。

(議事録)

第8条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録(以下単に「議事録」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、開議、休憩、延会、中止又は閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 報告又は説明のため出席した関係職員の氏名
- (4) 議事日程
- (5) 協議題に関する議事及び事務の調整結果の要旨
- (6) 関係者等の氏名及び関係者等からの意見聴取の要旨
- (7) その他市長が必要と認めた事項

2 議事録には、公開しなかった会議の議事及び発言者が取り消した発言は、記載しないものとする。

3 議事録には、市長及び会議において市長が指名した教育委員会の委員2人が署名しなければならない。

4 議事録は、公表するものとする。

(規律)

第9条 何人も、議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者があるときは、市長は、休憩を宣告し、その者を退場させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。